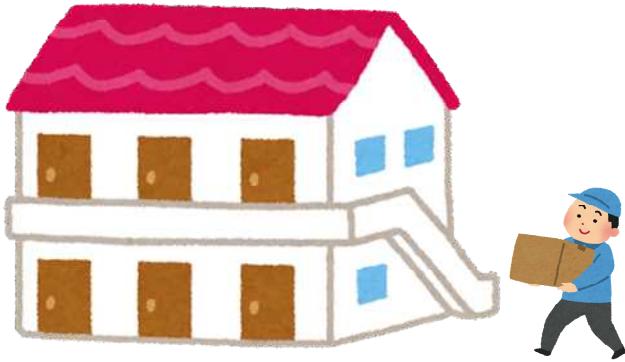


移住促進助成事業の お知らせ

士幌町では、宅地建物取引業者に仲介契約を依頼し町外から移住して賃貸住宅に入居した方に対して、転入に係る仲介手数料の一部を助成しております。



助成額

宅地建物取引業者へ支払う仲介手数料(税抜き)の一部を商工会が発行する商品券により助成します。

移住者の人数が1人

上限額4万円(仲介料の2分の1以内)

移住者の人数が2人以上

上限額8万円(仲介料全額)

※500円未満の端数は切捨て

対象者

宅地建物取引業者の仲介で賃貸借契約を結び、自らが居住する目的で町外から士幌町に住民票を移した方

※その他、条件がありますので、必ず事前にご確認ください。

提出書類

- | | |
|--------|---------------|
| ①交付申請書 | ③世帯全員の住民票(写し) |
| ②本人確認証 | ④仲介料領収書(写し) |

申請先

士幌町商工会 (01564-5-2614)

で受付中です。

※申請期限は**令和8年3月31日**までです。

(助成事業者：士幌町役場産業振興課)